

# 「いいともあいち推進店」募集・登録要領

## 1 目的

消費者と生産者が“いい友達”関係となってお互いに理解を深めながら、愛知の農林水産物をもっと食べようという「いいともあいち運動」の趣旨に賛同し、愛知県産農林水産物を積極的に販売する店舗及び食材として利用する飲食店などを、「いいともあいち推進店」として登録することによって、愛知県産農林水産物への理解促進を図り、生産者と消費者の顔の見える関係を構築する。

## 2 登録要件

「いいともあいち推進店」は、次の要件を満たしているものとする。

- (1) いいともあいちネットワーク会員又はいいともあいちネットワーク会員に加入している店舗等であること
- (2) 愛知県産農林水産物を積極的に販売する店舗又は食材として利用する飲食店等であること
- (3) 適正な食品表示など、食の安全・安心に努めていること

## 3 申込方法

「いいともあいち推進店」の登録を受けようとする店舗及び飲食店等は、別紙1の申請書に記入の上、県農業水産局農政部食育消費流通課又はその所在地を所管する県農林水産事務所農政課を通じ、いいともあいちネットワーク事務局に申請する。

なお、県農業水産局農政部食育消費流通課及び県農林水産事務所農政課の所管区域は別添一覧表のとおりである。

## 4 審査・登録

申請の内容について、「いいともあいち運動推進検討委員会」で審査の上、「いいともあいち推進店」として登録し、別紙2の登録証を交付する。

## 5 登録期間

登録期間は、登録された日から3年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。

なお、登録期間終了後、希望する場合は更新できるものとする。

また、更新した場合の登録期間はその後4年間とする。

## 6 登録の更新

「いいともあいち推進店」の登録の更新を希望する店舗及び飲食店等は別紙3の届出書に記入の上、県農業水産局農政部食育消費流通課又はその所在地を所管する県農林水産事務所農政課を通じ、いいともあいちネットワーク事務局に届出する。

なお、更新の届け出があったものについては別紙2の登録証を交付するものとする。

## 7 いいともあいち推進店への支援

### (1) PR資材の提供

PR資材を作成し無償貸与する。

### (2) 広報宣伝

ホームページ「いいともあいち情報広場」を始めとした各種広報媒体の活用や、リーフレット等を作成してPRを図る。

## 8 いいともあいち推進店への期待

「いいともあいち推進店」として登録された店舗等は、「いいともあいち運動」のシンボルマークの付いたPR資材等を掲示するとともに、愛知県産農林水産物の販売・利用促進に向けて積極的に取組み、自主的な活動に関する情報をいいともあいちネットワーク事務局に提供するものとする。

また、いいともあいちネットワーク事務局が必要に応じて依頼する統一的なPR活動及び取扱実績等の報告などに協力するものとする。

## 9 登録の取消

「いいともあいち推進店」が登録要件に該当しなくなり、適性を欠くと認められる場合は、登録を取り消すこととする。

## 10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則 この要領は、平成16年7月27日から施行する。

この要領は、平成17年7月29日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年6月17日から施行する。

この要領は、平成26年5月30日に施行し、平成26年3月31日から適用する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。